

電気・ガス価格激変緩和対策事業の延長について

日頃より伊勢崎ガスの都市ガス・電気をご利用いただき、誠にありがとうございます。

弊社は経済産業省の「電気・ガス価格激変緩和対策事業（以下、「本事業」）」による、電気・都市ガス料金の軽減措置を実施してまいりましたが、この度軽減措置の期間が2024年3月使用分（2024年4月検針分）まで延長されることになりましたのでお知らせいたします。

本事業は、お客さまのご使用量に応じた電気・都市ガス料金から政府が指定する単価の値引きを行った事業者に対して、その原資を政府が支援するものです。なお、本事業による値引きに関して、お客さまご自身でのお手続きや伊勢崎ガスへのご連絡は不要です。

【本事業継続後の値引きについて】

1. 概要

毎月分の電気・都市ガス料金計算において、国が定める値引き単価を反映した燃料費調整単価・原料費調整単価に基づき算定いたします。ご契約ごとの値引き単価については、ガス検針票や弊社ホームページにてお知らせいたします。

2. 対象となるお客さま

伊勢崎ガスと電気・都市ガスをご契約されているお客さま

3. 適用期間

2024年1月使用（2月検針）分～2024年3月使用（2024年4月検針）分の料金

4. 国が定める値引き単価

2024年1月使用（2月検針）分～2024年3月使用（2024年4月検針）分の値引き単価（税込）

電気		都市ガス
低圧	高圧	15 円/m ³
3.5 円/kWh	1.8 円/kWh	

【本事業に関するお問い合わせ先】

事業内容詳細につきましては、経済産業省資源エネルギー庁の特設サイトをご覧ください。電気・ガス価格激変緩和対策事務局へお問い合わせください。

<経済産業省資源エネルギー庁の特設サイト>

URL: <https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/general/>

<お問い合わせ窓口>

資源エネルギー庁 電気・ガス価格激変緩和対策事務局

フリーダイヤル 0120-013-305

受付時間：9時から17時まで（年末年始を除く）

料金、契約メニューについては、伊勢崎ガスまでお問い合わせください。

<お問い合わせ窓口>

伊勢崎ガス株式会社

0270-25-4520

受付時間：9時から17時まで（土日祝日・年末年始を除く）